

東京都地域リハビリテーション支援事業実施要綱

平成 13 年 11 月 26 日 13 衛医計第 9 6 4 号
改正 平成 14 年 6 月 4 日 14 健サ医第 6 3 号
改正 平成 15 年 3 月 31 日 14 健サ医第 1 3 8 4 号
改正 平成 16 年 7 月 8 日 14 健サ医第 4 2 8 号
改正 平成 16 年 10 月 21 日 16 福保医政第 4 6 5 号
改正 平成 18 年 6 月 29 日 18 福保医政第 5 4 9 号
改正 平成 19 年 3 月 6 日 18 福保医政第 1 5 8 6 号
改正 平成 21 年 2 月 16 日 20 福保医政第 1 5 4 8 号
改正 平成 23 年 4 月 1 日 22 福保医政第 2 2 2 6 号
改正 平成 25 年 11 月 1 日 25 福保医政第 1 1 5 1 号
改正 平成 27 年 4 月 1 日 26 福保医政第 1 9 5 1 号
改正 平成 27 年 9 月 1 日 27 福保医政第 9 3 2 号
改正 平成 28 年 4 月 1 日 27 福保医政第 2 2 1 5 号
改正 平成 28 年 11 月 4 日 28 福保医政第 1 3 5 5 号
改正 平成 30 年 4 月 1 日 29 福保医政第 2 4 3 1 号
改正 平成 30 年 11 月 1 日 30 福保医政第 1 2 6 0 号
改正 令和元年 5 月 21 日 30 福保医政第 2 0 9 5 号
改正 令和 3 年 6 月 21 日 3 福保医政第 6 6 5 号
改正 令和 4 年 4 月 1 日 3 福保医政第 2 2 9 3 号
改正 令和 5 年 7 月 14 日 5 保医医政第 1 1 6 号

第 1 目的

本事業は、おおむね二次保健医療圏ごとに地域リハビリテーション支援センター（以下「支援センター」という。）を指定し、当該支援センターを拠点として、地域において様々な形態で実施されているリハビリテーション事業を支援し、地域におけるリハビリテーションのシステム化に資することを目的とする。

第 2 地域リハビリテーション支援事業

- 1 地域リハビリテーション支援事業については、支援センターの指定を受けた病院が自ら実施するほか、支援センターから指名を受けた病院に事業を委託して実施することができる。
- 2 実施する事業内容は、以下のとおりとする。
 - (1) 理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士のリハビリテーション技術等の底上げを図るとともに、かかりつけ医へリハビリテーションに係る知識・技術情報を提供することにより、区市町村の在宅リハビリテーション支援事業等を支援すること。
 - (2) ケアマネジャーとのリハビリテーションに係る意見交換の場を提供するとともに、ケアマネジャーに対してリハビリテーションの知識・技術等に関する研修を実施することにより、訪問・通所リハビリテーションの利用促進を図ること。

- (3) 地域のリハビリテーション施設、自治体、関係団体等の参画による連絡会を開催し、地域リハビリテーションに関する課題等について意見交換し、情報共有を図り、地域リハビリテーションに係るシステム化を推進すること。
- 3 次に掲げるものについては、地域のニーズ等の実情を踏まえ、各支援センターの判断により実施するものとする。
- (1) 区市町村が医療保健政策区市町村包括補助事業を利用して実施する取組を支援すること。
- (2) 脳卒中を発症した患者を各期の適切なリハビリテーション医療につなげる体制作りを目指す「脳卒中医療連携推進事業」の取組を支援すること。
- (3) 地域で高次脳機能障害者の特性に対応した専門的リハビリテーションを提供する体制作りを目指す「専門的リハビリテーションの充実事業」の取組を支援すること。
- (4) 次に掲げる急性期・回復期リハビリテーションの人材育成支援で、上記2以外の事業内容のうち、各地域において特にニーズの高いものについては、課題設定を的確に行った上で、実施することができる。
- ア 地域のリハビリテーション従事者の研修、援助
- イ 直接地域住民と接する相談機関の支援
- ウ 福祉用具、住宅改修等の相談への対応に係る支援
- エ 地域の関係団体の支援
- オ 連絡会、事例検討会の実施
- カ その他、地域のリハビリテーションの推進に必要な事業

第3 実施地域

この事業の実施地域は、原則として東京都又は事業を受託したもの（以下「受託者」という。）が開設する病院が所在する二次保健医療圏とする。ただし、当該二次保健医療圏の範囲外の地域であっても、当該病院の所在する区市町村に隣接する当該病院の診療圏である区市町村についても実施地域に含めることを妨げるものではない。

第4 支援センターの役割

この要綱において、支援センターとは、リハビリテーション医療を専門的に実施している病院であって、地域において、専門的立場から地域リハビリテーション支援事業を実施し、保健・医療・福祉の関係機関や家族の会等の保健・福祉活動を支援、育成及び促進するとともに、第6に定める責務を果たすことを役割とする。

第5 支援センターの指定

- 1 支援センターの選定及び指定に関する手順については、以下のとおりとする。
- (1) 支援センターの指定を行うときは、該当する二次保健医療圏に所在する病院に対して公募等を実施する。
- (2) 都は、東京都地域リハビリテーション支援センター選定委員会を設置し、別紙「地域リハビリテーション支援センター指定基準」を満たす又は指定時に満たす予定の病院の中から支援センターの選定を行う。

- (3) 都は、(2) で選定した病院の所在する二次保健医療圏内の区市町村、地区医師会及び東京都リハビリテーション協議会（平成12年7月14日12衛医計第495号東京都リハビリテーション協議会設置要綱により設置）の意見を聴取する。
- (4) 東京都知事（以下「知事」という。）は、区市町村、地区医師会及び東京都リハビリテーション協議会の意見等を参考として、支援センターの指定を行う。
- (5) 知事は、指定を行った場合、別記第1号様式により、その旨を通知する。
- 2 支援センターの指定期間は、原則として3年とする。ただし、再指定を妨げない。
- 支援センターは、指定期間終了後に、地域リハビリテーション支援事業等の活動状況を、都に報告する。
- 都は、地域リハビリテーション支援事業の活動について必要に応じ東京都リハビリテーション協議会に報告を行う。
- 3 連携施設及び協力施設の指名等
- (1) 保健医療局長は、支援センターが、その所在する二次保健医療圏内において、連携して本事業を推進するために指名したリハビリテーション医療を専門的に実施している病院又は福祉施設等を連携施設として指定することができる。
- 保健医療局長は連携施設に対し、別記第2号の1様式により、その旨を通知する。
- なお、連携施設の指定期間は、支援センターの指定期間と同一とする。ただし、支援センターが再指定された場合は、引き続き指定が継続されたものとする。
- また、支援センターは、連携施設の指名を解消する場合は、速やかに都に報告するものとし、保健医療局長は連携施設に対し、別記第2号の3様式により、その旨を通知する。
- (2) 保健医療局長は、支援センターが、その所在する二次保健医療圏内において、協力して本事業を推進するために指名したリハビリテーション医療を専門的に実施している病院等を協力施設として指定することができる。
- 保健医療局長は協力施設に対し、別記第2号の2様式により、その旨を通知する。
- なお、協力施設の指定期間は、支援センターの指定期間と同一とする。ただし、支援センターが再指定された場合は、引き続き指定が継続されたものとする。
- また、支援センターは、協力施設の指名を解消する場合は、速やかに都に報告するものとし、保健医療局長は協力施設に対し、別記第2号の4様式により、その旨を通知する。

第6 支援センターの開設者の責務

支援センターの開設者は、次の責務を負う。

- 1 東京都リハビリテーション協議会の求めに応じ、リハビリテーションに関する情報提供を行うこと。
- 2 東京都が実施するリハビリテーションに関する普及啓発事業や教育研修事業に関して協力を行うこと。

第7 経費の負担

- 1 受託者がこの実施要綱に基づき実施する事業のうち、第2、2及び3、(4)に要する経費については、別に都と受託者との間で締結する「業務委託契約書」に基づき、予算の範囲内で支払うものとする。
- 2 受託者は、第2、2の事業内容のうち、第5、4、(1)により指名した連携施設に委託した事業内容に要する経費を、別に受託者と連携施設との間で締結する「業務委託契約書」に基づき支払うものとする。ただし、第2、2、(2)のケアマネジャーに対して実施する研修のテキスト作成及び(3)の連絡会については、受託者のみで実施するものとする。
- 3 受託者及び受託者より事業を受託した連携施設は、別に定めるところにより、事業の実施状況等を都に報告するものとする。

附 則

この要綱は、平成13年11月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成14年6月4日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成15年3月31日から施行する。

附 則

この要綱は、平成16年7月8日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成16年10月21日から施行し、平成16年10月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成18年6月29日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、平成19年3月6日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年2月16日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

2 改正前の要綱第5の規定により平成22年4月1日に指定された支援センターの指定期間は、平成25年3月31日までとする。

3 改正後の要綱別紙「指定基準」1、(1)、アの規定にかかわらず、平成23年4月1日までに指定された支援センターについては、指定された期間の終了まで、改正前の要綱別紙「指定基準」1、(1)、アを適用するものとする。

附 則

1 この要綱は、平成25年11月1日から施行する。

2 改正前の要綱第5の規定により平成25年4月1日に指定された支援センターの指定期間は、平成28年3月31日までとする。その後の指定は、改正後の要綱第5の規定により行う。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 4 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 21 日から施行し、令和元年 5 月 1 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 6 月 21 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 7 月 14 日から施行し、令和 5 年 7 月 1 日から適用する。

地域リハビリテーション支援センター指定基準

地域リハビリテーション支援センターの指定基準は、以下のとおりとする。

1 診療体制

地域におけるリハビリテーションの拠点病院としての役割を果たすことのできる専門的医療体制を有すること。

(1) 従事者

ア リハビリテーションに関する専門医が配置されていること。

なお、専門医は、常勤又は非常勤であっても常勤に近い勤務になるよう努めること。

イ 理学療法士及び作業療法士が常勤で配置されており、かつ、原則として言語聴覚士が配置されていること。

ウ ソーシャルワークに従事するものが配置されていること。

(2) 医療施設

ア 「特掲診療料の施設基準等」(平成 20 年厚生労働省告示第 63 号) 第 9 に規定する脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅰ) の施設基準を満たすものとして、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」(令和 4 年 3 月 4 日保医発 0304 第 3 号) の脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅰ) に関する施設基準に係る届出を行った医療施設のうち、理学療法士、作業療法士及び言語聴覚士が常勤で従事しており、理学療法、作業療法及び言語療法のいずれも適切に実施できる体制を整えている施設

イ 「特掲診療料の施設基準等」第 9 に規定する脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅰ) 及び運動器リハビリテーション料 (Ⅰ) の施設基準を満たすものとして、「特掲診療料の施設基準等及びその届出に関する手続きの取扱いについて」の脳血管疾患等リハビリテーション料 (Ⅰ) 及び運動器リハビリテーション料 (Ⅰ) に関する施設基準に係る届出を行った医療施設

2 連携体制

(1) 紹介患者の受入れ、逆紹介等の他の医療機関等との連携体制を有していること。

(2) 他の医療機関等に支援を求める、又は、地域の医療機関、福祉施設等が行っているリハビリテーションを支援する等の協力関係を有すること。

3 相談体制

地域の医療機関、福祉施設等からのリハビリテーションに関する相談等に応じ、必要な情報を提供できる体制にあること。

4 研修体制

地域のリハビリテーションに携わる従事者、家族の会、又はボランティア等関係団体に対し、必要な研修を実施できる体制にあること。